

労働安全衛生法関係の届出・報告等を作成されている みなさまへ!

～ 安全衛生関係の報告書類は、インターネット上で作成できます ～

横浜南労働基準監督署 安全衛生課

安全衛生課で受け付けている届出・報告等のうち、下記の報告書類は、機械で読み取り処理をしております。

最近、コピーや縮小印刷等で、指定された様式と異なった内容や大きさ、印刷文字が不鮮明な書類が提出されており、処理できない事案が散見されています。

このような場合、一旦書類を返却し、再度の提出をお願いする場合がありますので、ご注意ください。

労働者死傷病報告や健康診断健診結果報告等は、
用紙をコピー・縮小印刷はせず、
インターネット上での作成をお勧めしています。

インターネット上で作成できる様式とウェブサイト（R2.5.25 現在）

労働者死傷病報告（「入力支援サービス」を利用すると略図に写真等も添付できます。）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/17-download.html>

各種健康診断結果報告

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/18.html>

心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（ストレスチェック）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/24.html>

総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/20.html>

※一部の帳票については「入力支援サービス」も利用できます。こちらもご利用下さい。

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービスは、インターネット検索サイトからアクセスするか、右のQRコードを読み取り、アクセスしてください！

入力支援サービス

検索



QRコード

※ 入力支援サービスは、所轄労働基準監督署に申請または届出を行う場合に使用する様式を、企業のみなさんがインターネットを利用して作成するサービスです。また、入力したデータを保存しておくことで、次回入力の際、共通する部分の入力を省略できます。

※

注意：本サービスでは、申請や届出のオンライン申請はできません。本サービスで作成した帳票は、必ず印刷し、所轄の労働基準監督署に提出してください。